

# 佐伯市管理施設の一部制限の緩和について

6月12日

佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 一部施設の規制の緩和について

- (1) 佐伯市保健福祉総合センター和楽のトレーニングルームを令和2年6月22日から再開する。
- (2) 三浦造船佐伯図書館の閉館時間を「午後5時」から「午後6時」に変更します(令和2年7月1日から当面の間)。

## 2 継続して取り組むこと(全施設共通)

### (1) イベント等、大人数の利用について

別途通知する『佐伯市主催行事における「開催規模の目安」の段階的緩和について』で定める「開催規模の目安」を超えるものや「感染防止策の徹底等」協力しないものは受け付けない。

### (2) 感染拡大予防策の徹底について

以前通知した「再開に際しての留意点(各施設共通衛生対応)」や「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成)」を参考に感染拡大防止策対策を徹底する。

### (3) その他

市内での感染者が発生したときや、緊急事態宣言が再度発令されたときは施設を閉鎖しますので、利用者に対し、その旨を必ず教示してください。閉鎖解除については、改めて佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催等し、決定します。

また、感染者の行動歴から立ち寄りが確認された施設については消毒等の感染拡大予防策を実施してください。